

国民健康保険からのお知らせ

● 保険証を順次お送りします ●

現在お持ちの保険証の有効期限は**令和6年7月31日**です。新しい保険証を7月中旬に順次郵送いたします。**国民健康保険税に未納がある世帯には、町民税務課窓口において納税相談のうえ、新しい保険証をお渡しいたします。**

● 加入・脱退の手続きについて ●

国民健康保険の被保険者が就職した場合や、勤務先を退職して社会保険から脱退した場合には、**事実の生じた日から14日以内に届出が必要**となります。

【国民健康保険を脱退する場合】

- ・社会保険の保険証または社会保険に加入したことがわかるもの

【国民健康保険に加入する場合】

- ・社会保険を脱退したことがわかるもの

これらの手続きが遅れると、医療機関受診料が全額負担(10割負担)となり、課税が継続されるほか、年金の受給額が減額されるなどの不利益が伴いますので速やかにお越しください。(マイナ保険証を利用している方においても窓口での手続きが必要です)

● 国民健康保険税について ●

国民健康保険税は世帯あたりの所得、世帯の加入者数に応じて計算し、4月からの1年間の保険税を、全8期に分けて納付していただきます。なお、一部の世帯は、世帯主の年金から特別徴収(天引き)されます。

特別な理由がなく国税の納付がない場合には、給付が制限される場合がありますので、納付が困難な場合には、早めにご相談ください。

● お問い合わせ 町民税務課 町民係 ☎37-2114

後期高齢者医療からのお知らせ

● 保険証が新しくなります ●

現在お持ちの保険証(オレンジ色)は有効期限が**令和6年7月31日**となっております。**新しい保険証(緑色)を7月中旬以降**に郵送で通知します。

● 令和6年度保険料について ●

保険料の納付方法は、年金から納めていただく「**特別徴収**」と口座振替や納付書で納めていただく「**普通徴収**」があります。**資格を取得してからの一定期間や年金の受給状況などによっては、「普通徴収」となる場合があります。**

なお、下記のような場合は町民税務課窓口へご相談ください。

- 災害で住宅や家財に著しい損害を受けた場合
- 世帯主の死亡や失業などで収入が著しく減少した場合

上記の場合以外でも、相談により保険料を分割できる場合があります。

※特別な理由がなく保険料を滞納した場合は通常の保険証より有効期間の短い保険証(短期被保険者証)が交付される場合があります。

● お問い合わせ 宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎022-266-1021
町民税務課 町民係 ☎37-2114

国民年金からのお知らせ

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

● 保険料を納めるのが難しい方へ

保険料の納付が経済的に難しい場合、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。保険料を未納のままにしておくと、将来の年金(老齢年金)や障害・死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。手続きは、電子申請(マイナポータル)や役場窓口、年金事務所にお越しください。

内容	審査対象者	承認期間	申請できる期間
免除 (全額免除・一部免除)	本人・配偶者・世帯主	保険料の納付期限から2年を経過していない期間	12か月間 (7月～翌年6月)
産前産後免除 (全額免除)	第1号被保険者*で平成31年2月1日以降に出産された方		12か月間 (4月～翌年3月)
納付猶予	本人(50歳未満)・配偶者		12か月間 (7月～翌年6月)
学生納付特例 (納付猶予)	学生本人		12か月間 (4月～翌年3月)

※第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、学生、無職の人のこと。

● 持ちもの

● 失業の場合
雇用保険受給資格者証など

● 学生の場合
学生証または在学証明書

● 出産の場合
母子手帳



● 窓口の場合
申請書、基礎年金番号の確認できるもの
例:基礎年金番号通知書など
※申請書は役場窓口にもあります。

● お問い合わせ 大河原年金事務所 国民年金課 ☎0224-51-3111
町民税務課 町民係 ☎37-2114